

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について

ア. 趣旨 … 公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

イ. 算式 … 資金不足率 =
$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

＊資金の不足額＝一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額

＊事業の規模＝料金収入などに主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

ウ. 対象となる会計 … 公営企業会計

本市では、水道事業会計、下水道事業会計が対象となります。

エ. 経営健全化基準 … 20.00%

資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、公営企業会計ごとに経営健全化計画の策定及び公表が義務付けられています。